

緊急事態宣言延長のお知らせ

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、大阪府には新型インフルエンザ等対策特別特措法（以下「特措法」）第32条に基づく緊急事態宣言（8月2日（月）から9月12日（日）まで）が発出されております。医療提供体制は依然として極めてひっ迫しており、新規陽性者数が1日2000人程度と高水準である現状においては、人流抑制による感染の最大限の早期収束や換気や人との距離、大声を出さないなどの3密を回避して感染予防対策が必要な状況です。

そうしたことから、大阪府に発出されている緊急事態宣言の期間が9月30日（木）まで延長されることとなりました。

淀川区民センターにおきましても、開館時間を21時まで短縮し、収容定員の半分以下でご利用させていただいておりますが、緊急事態宣言延長に伴い9月30日（木）まで延長させていただきます。

【期間】 9月12日（日）が9月30日（木）まで延長

★今回、新たに要請内容が追加されまして入退室時の渋滞防止、会場内の混雑を防ぐため入場整理等（人数管理・人数制限・誘導）の徹底と「マスクの着用」「手洗い」「換気」「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底をお願いいたします。

◆感染拡大防止にかかわる誓約書の提出等も引き続き必要です。

尚、感染状況に応じて期間や内容が変更される可能性もあります。